**互助組合に加入できます！**

互助組合　　　　　（082）228-1386

令和４年10月から，共済組合制度の適用が拡大され，新たに公立学校共済組合（以下「共済組合」という。）の短期組合員資格を取得する職員は互助組合へ加入できます。

**加入について**

**１　対象者**

新たに共済組合の短期組合員資格を取得した職員のうち，当互助組合へ加入を希望するもの

　※　広島市，三原市，三次市，庄原市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，府中市，熊野町，坂町，大崎上島町，世羅町及び神石高原町に所属している職員は除きます。

　※　すでに当互助組合の「退職医療制度」に加入している者を除きます。

**２　加入申込書**

加入を希望する職員は，共済組合員資格取得日から起算して20日以内（必着）に「加入申込書［短時間勤務再任用職員を除く短時間勤務会計年度任用職員］」（以下「加入申込書」という。）を所属長経由で互助組合に提出してください。

　なお，加入を希望する短時間勤務再任用職員は「加入申込書［任期付職員，臨時的任用職員，再任用（フルタイム）等，有期職員］」を所属長経由で互助組合に提出してください。

　加入申込書を提出する所属は，「組合員資格取得（継続）届出書」，「被扶養者申告書」を共済組合に提出する所属と同じです。

※　加入申込書はホームページからダウンロードしてください。

※　郵便事情等を考慮して，共済組合員資格取得日から20日以内に互助組合に到着するよう加入申込書はお早めに提出してください。

**互助組合の掛金について**

　　掛金の月額は，事業掛金のみとし，共済組合の短期組合員に係る標準報酬月額（以下「標準報酬月額」という。）に掛金率1000分の5.3を乗じて得た金額（円未満切捨て）です。

　　また，共済組合が認定した被扶養者を有する期間の掛金の月額は，被扶養者のある期間については標準報酬月額に掛金率1000分の6.7を乗じて得た額（円未満切捨て）です。

**対象事業一覧**

互助組合加入により御利用できる事業は次のとおりです。

　なお，令和４年度については，令和４年４月１日又は９月１日時点で組合員資格がないため，生活習慣病予防健診（人間ドック）事業及び福利厚生助成事業は御利用できません。

**≪給付事業≫**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事　業　名** | **事　　　由** | **給　付　内　容** |
| **医療給付金** | 組合員が保険医療機関にかかったとき | ｛（自己負担額―共済給付額）－2,500円｝の5割※自動給付 |
| **遺児育英資金** | 組合員が死亡したときに，学校に在籍している18歳以下の遺児がある場合毎年給付 | 年齢により年額 60,000円， 96,000円，168,000円 |
| **治療見舞金** | 組合員が人工臓器等の装着又は血友病等の治療を受けているとき | 年額50,000円 |
| **介護休暇**  **手当金** | 組合員が介護休暇を取得したとき | 45歳未満日額5,000円,45歳以上日額7,000円  ※共済組合「介護休業手当金」支給終了の翌日から |
| **死亡弔慰金** | 組合員が死亡したとき | 1,000,000円 |
| **家族療養費** | 被扶養者が保険医療機関にかかったとき | ｛（自己負担額―共済給付額）－2,500円｝の5割※自動給付 |
| **家族死亡**  **弔慰金** | 被扶養配偶者及びその他の被扶養者が死亡したとき | 被扶養配偶者　300,000円，その他の被扶養者　20,000円 |
| **災害見舞金** | 水震火災その他非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき | 災害の程度により30,000円～300,000円 |
| **出産手当金** | 組合員又は被扶養配偶者が出産したとき | 1児につき10,000円 |
| **傷病手当金** | 組合員が共済組合から傷病手当金の給付を受けたとき | 初回のみ 50,000円 |

**≪福祉事業≫**

|  |  |
| --- | --- |
| **事　業　名** | **事　業　内　容** |
| **福利厚生助成** | へき地校勤務の組合員に2,000円相当の品 |
| **長期療養者見舞金** | 傷病のため3か月以上病休，療養又は休職中の組合員（休職等期間中に１回）に10,000円 |
| **義肢等製作費助成** | 組合員が義肢（義手，義足，義眼，車いす，人工乳房等）の補装具を装着したときの費用を助成 |
| **生活習慣病予防健診** | 共済組合が実施する人間ドックを共催し，健診費用の一部を助成 |
| **被扶養配偶者**  **人間ﾄﾞｯｸ助成** | 当該年度，40歳，45歳，50歳，55歳，60歳の人間ドック費用の内最高30,000円を助成 |
| **育児サポート事業** | 組合員及び配偶者の出産に伴い「赤ちゃんと！」を配付 |
| **普及事業** | 広報紙「福利ひろしま」を共済組合と共同で作成配付 |

※　その他に公益事業として，互助文庫等の事業を実施しています。

**―　参考　－**

**≪退職医療制度≫**退職時の年齢が満45歳以上の組合員が加入できる退職後の制度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事　業　名** | | **事　　　　由** | **内　　　　容** |
| **給付事業** | **療養補助金** | 組合員が保険医療機関に受診したとき | 総医療費の２割を70歳に達する会計年度末まで支給※医療機関ごとに月最高63,600円まで |
| **慶祝金** | 組合員が70歳以上の長寿年齢に達したとき | 古希（70歳）等の長寿祝年齢に達したときに 10,000円～50,000円 |
| **死亡弔慰金** | 組合員が死亡したとき | 加入期間（10区分）に応じて 20,000円～200,000円 |
| **福祉事業** | **1日人間ﾄﾞｯｸ助成** | 18医療機関　1,400人 | １人12,000円を定額補助 |
| **健康記念** | 70歳まで療養補助金の受給なしの場合 | 該当者に30,000円 |
| **入院助成** | 引き続き7日以上入院治療したとき | 1日1,000円（1会計年度最高60日間まで） |
| **普及事業** | 広報紙「互助だより」 | 全組合員に配付 |

※　事業の内容は変更することがあります。